

財政金融統計月報第324号（昭和54年度予算特集）の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

記

第324号

P. 38～41

第2部 明細統計

A 一般会計予算

8. 昭和54年度一般会計歳入予算

【誤】

(単位 百万円)

部・款・項・目	55年度 予算額	54	増減(△)	摘 要
総 額	38,600,143	34,440,044	二	
1. 租 税 及 印 紙 収 入(a)	21,487,000	21,150,000	337,000	(a) この現行法による54年度の租税及印紙収入は、210,460億円であつて、53年度補正後予算額に対し1,040億円(53年度当初予算額に対し4,040億円)の減少が見込まれる。この金額に、54年度に予定されている揮発油税・航空燃料税の税率の引上げ、貸倒引当金の繰入率の引下げ及び租税特別措置の整理合理化等内国税関係の改正による増収4,340億円並びに関税率の改定等による増収70億円を加算すると、58年度補正後予算額に対する増収額は3,370億円(53年度当初予算額に対する増収額は370億円)となる。
(1) 租 税	20,656,000	20,351,000	305,000	
1. 所 得 税	8,395,000	7,797,000	598,000	
源泉所得税	6,377,000	6,015,000	362,000	
申告所得税	2,018,000	1,782,000	236,000	
2. 法 人 税	6,575,000	7,262,000	△687,000	
3. 相 続 税	二	366,000	48,000	
4. 酒 税	1,388,000	1,416,000	△28,000	
5. 砂 糖 消 費 税	45,000	55,000	二	
6. 揮 発 油 税	1,472,000	1,283,000	189,000	
7. 石 油 ガ ス 税	15,000	16,000	△1,000	
8. 航 空 機 燃 料 税	48,000	220,001	26,000	
9. 石 油 税	178,000	162,000	16,000	
10. 物 品 税	954,000	916,000	38,000	
11. ト ラ ン プ 類 税	1,000	1,000	二	
12. 取 引 所 税	10,000	13,000	△3,000	
13. 有 価 証 券 取 引 税	二	115,000	79,000	
14. 通 行 税	53,000	51,000	2,000	
15. 入 場 税	5,000	4,000	1,000	
16. 自 動 車 重 量 税	360,000	326,000	二	
17. 関 税	541,000	538,000	3,000	
18. と ん 税	8,000	8,000	二	
(2) 印 紙 収 入	831,000	799,000	32,000	
収 入 印 紙	718,000	696,000	22,000	
現 金 収 入	113,000	103,000	10,000	
2. 専 売 納 付 金	758,934	二	40,454	
(1) 日 本 専 売 公 社 納 付 金(b)	753,030	二	42,252	(b) 54年度における製造たばこの見込国内販売定価代金24,672億円を基に、「日本専売公社法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後の「日本専売公社法」(昭23法255)の規定に基づく納付金率により算定し、7,530億円を見込んでいる。(127頁参照)
(2) アルコール専売事業特別会計(a) 納付金	3,904	5,702	△1,798	(a) アルコール専売事業特別会計における見込利益額から資産純増加見込額を控除して算出した額をみこんでいる。(92頁参照)
3. 官 業 益 金 及 官 業 収 入	7,559	5,344	2,215	
(1) 官 業 益				
印刷局特別会計受入金(b)	4,610	2,973	1,638	(b) 54年度における損益計算上の益金予定額から資産純増加予定額を控除して納付額を見込んだものである。
(2) 官 業 収 入				
病 院 収 入	2,948	2,371	577	
4. 政 府 資 産 整 理 収 入	41,646	44,013	△2,367	
(1) 国 有 財 産 処 分 収 入				
国 有 財 産 売 払 収 入(c)	38,147	34,636	3,511	(c) 最近における売払実績等を勘案して算出したものである。
(2) 回 収 金 等 収 入	3,499	9,377	△5,878	
1. 特 別 会 計 整 理 収 入	50	8	42	
2. 引 継 債 権 整 理 収 入	12	30	△18	
3. 貸 付 金 等 回 収 金 収 入(d)	3,257	2,436	821	(d) 国からの貸付金又は補助金等の償還金であつて、それぞれの償還条件等によって収入見込額を算出したものである。
4. 事 故 補 償 費 返 還 金	130	141	△11	
5. 国 際 連 合 公 債 償 還 収 入	49	67	△18	
6. 政 府 出 資 回 収 金 収 入	—	6,694	△6,694	
5. 雑 収 入	1,032,460	1,098,480	△66,020	
(1) 国 有 財 産 利 用 収 入	25,251	24,119	1,132	
1. 国 有 財 産 貸 付 収 入(e)	21,141	20,501	640	(e) 大蔵省が管理する普通財産及び各省が管理する国有財産の貸付けによる収入であつて、貸付見込面積等を基礎として算出したものである。
2. 国 有 財 産 使 用 収 入(f)	2,442	2,073	369	(f) 国立美術館等の入場料及び各省庁に属する著作権・特許権使用料等の収入見込額である。

(単位 百万円)

部・款・項・目	55年度 予算額	54	増減(△)	摘 要
3. 配当金取入(8)	3	3	-	(8) 日本銀行への政府出資に対する配当金である。
4. 利子取入(a)	1,665	1,542	123	(a) 政府からの貸付金に対する利子、国有財産売払代金の延納契約によつて生ずる利子等の収入見込額である。
(2) 納付金	710,330	791,126	△80,796	
1. 日本銀行納付金(b)	585,604	669,005	△83,401	(b)「日本銀行法」(昭17法67)の規定に基づく納付金で、53年度における日本銀行の資産の運用状況等を勘案して見込んだものである。
2. 日本中央競馬会納付金(c)	122,277	117,984	4,293	(c)「日本中央競馬会法」(昭29法205)の規定に基づく納付金で、中央競馬の勝馬投票券収入等を勘案して見込んだものである。
3. 雑納付金	2,449	4,137	△1,688	
(3) 諸取入	296,879	283,235	13,644	
1. 国会議員互助年金法納金	667	667	-	
2. 文官恩給費特別会計等負担金	23,418	21,380	2,038	(d) 恩給支払財源として各特別会計等から受け入れる負担金の収入見込額である。
3. 特別会計受入金(e)	27,758	23,497	4,261	(e) 自作農創設特別措置特別会計、特定土地改良工事特別会計及び農業共済再保険特別会計、自動車検査登録特別会計(「道路運送車両法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後に基づく)受入金からの受入見込額であつて、各特別会計法等の規定により受け入れるものである。
自作農創設特別措置特別会計受入金	5,133	5,682	△549	
特定土地改良工事特別会計受入金	158	141	17	
農業共済再保険特別会計受入金	22,341	17,674	4,667	
自動車検査登録特別会計受入金	126	-	126	
4. 公共事業費負担金(f)	25,920	22,273	3,647	(f) 一般会計で実施している直轄事業の負担金を、地方公共団体等から受け入れることによる収入である。
土地改良事業費負担金	12,100	10,333	1,767	
国営造成施設管理費負担金	264	243	21	
海岸整備事業費負担金	3,471	2,989	482	
北海道漁港修築事業費負担金	1,819	1,328	491	
農業用施設災害復旧事業費負担金	115	114	0	
河川等災害復旧事業費負担金	7,339	6,643	696	
港湾災害復旧事業費負担金	28	25	3	
治山災害復旧事業費負担金	30	30	0	
国営公園整備事業費等負担金	753	567	186	
5. 授業料及入学検定料	345	296	49	
6. 許可及手数料	4,170	3,317	853	
7. 受託調査試験及役務収入	1,112	671	441	
8. 懲罰及没収金	127,547	130,013	△2,471	
罰金及科料	58,519	61,122	△2,603	
過料	747	703	44	
没収金	720	781	△61	
国税犯則者納金	1,298	1,280	18	
専売犯則者納金	12	14	△2	
交通反則者納金	66,251	66,118	133	
9. 弁償及返納金	18,125	13,731	4,394	
10. 矯正官署作業収入	14,195	12,960	1,235	
11. 物品売払収入	5,587	5,545	42	
12. 補助貨幣回収準備資金受入(a)	41,125	38,780	2,345	(a)「造幣局特別会計法」(昭25法63)の規定に基づき、同特別会計に置かれている補助貨幣回収準備資金から受け入れることによる収入である。
13. 特別調達資金受入	1	1	△0	
14. 雑収入	6,911	10,098	△3,187	
6. 公債金(b)	15,270,000	11,285,000	3,985,000	(b) 公債金は、54年度において、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入である。 特例公債金は、「昭和54年度の公債発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により発行する公債の収入である。 なお、「財政法」第4条第3項の規定に基づく公共事業費の範囲は、一般会計予算総則第7条に掲げるとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金は次のとおりであつて、これらの合計額は7,048,951百万円であるが、公共事業等予備費(54年度予算額2,000億円)が使用された場合には、使用額が上記の金額に加わることとなる。
(1) 公債金	7,215,000	6,330,000	885,000	
(2) 特例公債金	8,055,000	4,955,000	3,100,000	
7. 前年度剰余金受入(c)	4,545	140,726	△136,181	(c) 52年度の新規剰余金のうち、53年度の補正予算に計上した額を控除して得た額を受け入れるものである。
				53年度歳入歳出出現計
				歳入
				29,433,623百万円
				歳出
				29,059,842
				歳入歳出差引超過額
				373,781
				繰越財源充当額
				228,510
				差引剰余金
				145,271
				内53年度予算計上済額
				140,726
				54年度予算計上額
				4,545

【正】

(単位 百万円)

部・款・項・目	54年度 予算額	53	増減(△)	摘 要
総 額	38,600,143	34,440,044	4,160,099	
1. 租 税 及 印 紙 収 入 (a)	21,487,000	21,150,000	337,000	(a) この現行法による54年度の租税及印紙収入は、210,460億円であつて、53年度補正後予算額に対し1,040億円(53年度当初予算額に対し4,040億円)の減少が見込まれる。この金額に、54年度に予定されている揮発油税・航空機燃料税の税率の引上げ、貸倒引当金の繰入率の引下げ及び租税特別措置の整理合理化等内国税関係の改正による増収4,340億円並びに関税率の改定等による増収70億円を加算すると、53年度補正後予算額に対する増収額は3,370億円(53年度当初予算額に対する増収額は370億円)となる。
(1) 租 税	20,656,000	20,351,000	305,000	
1. 所 得 税	8,395,000	7,797,000	598,000	
源泉所得税	6,377,000	6,015,000	362,000	
申告所得税	2,018,000	1,782,000	236,000	
2. 法 人 税	6,575,000	7,262,000	△687,000	
3. 相 続 税	414,000	366,000	48,000	
4. 酒 税	1,388,000	1,416,000	△28,000	
5. 砂 糖 消 費 税	45,000	55,000	△10,000	
6. 揮 発 油 税	1,472,000	1,283,000	189,000	
7. 石 油 ガ ス 税	15,000	16,000	△1,000	
8. 航 空 機 燃 料 税	48,000	22,000	26,000	
9. 石 油 税	178,000	162,000	16,000	
10. 物 品 税	954,000	916,000	38,000	
11. ト ラ ン プ 類 税	1,000	1,000	—	
12. 取 引 所 税	10,000	13,000	△3,000	
13. 有 価 証 券 取 引 税	194,000	115,000	79,000	
14. 通 行 税	53,000	51,000	2,000	
15. 入 場 税	5,000	4,000	1,000	
16. 自 動 車 重 量 税	360,000	326,000	34,000	
17. 関 税	541,000	538,000	3,000	
18. と ん 税	8,000	8,000	—	
(2) 印 紙 収 入	831,000	799,000	32,000	
収 入 印 紙	718,000	696,000	22,000	
現 金 収 入	113,000	103,000	10,000	
2. 専 売 納 付 金	756,934	716,480	40,454	
(1) 日 本 専 売 公 社 納 付 金 (b)	753,030	710,778	42,252	(b) 54年度における製造たばこの見込国内販売定価代金24,672億円を基に、「日本専売公社法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後の「日本専売公社法」(昭23法255)の規定に基づく納付金率により算定し、7,530億円を見込んでいる。(127頁参照)
(2) アルコール専売事業特別会計(a)納付金	3,904	5,702	△1,798	(a) アルコール専売事業特別会計における見込利益額から資産純増見込額を控除して算出した額を見込んでいる。(92頁参照)
3. 官 業 益 金 及 官 業 収 入	7,559	5,344	2,215	
(1) 官 業 益 金				
印刷局特別会計受入金(b)	4,610	2,973	1,637	(b) 54年度における損益計算上の益金予定額から資産純増加予定額を控除して納付額を見込んだものである。
(2) 官 業 収 入				
病院収入	2,948	2,371	577	
4. 政 府 資 産 整 理 収 入	41,646	44,013	△2,367	
(1) 国 有 財 産 処 分 収 入				
国有財産売却収入(c)	38,147	34,636	3,511	(c) 最近における売払実績等を勘案して算出したものである。
(2) 回 収 金 等 収 入	3,499	9,377	△5,878	
1. 特 別 会 計 整 理 収 入	50	8	42	
2. 引 継 債 権 整 理 収 入	12	30	△18	
3. 貸 付 金 等 回 収 金 収 入 (d)	3,257	2,436	821	(d) 国からの貸付金又は補助金等の償還金であつて、それぞれの償還条件等によって収入見込額を算出したものである。
4. 事 故 補 償 費 返 還 金	130	141	△11	
5. 国 際 連 合 公 債 償 還 収 入	49	67	△18	
6. 政 府 出 資 回 収 金 収 入	—	6,694	△6,694	
5. 雑 収 入	1,032,460	1,098,480	△66,020	
(1) 国 有 財 産 利 用 収 入	25,251	24,119	1,132	
1. 国 有 財 産 貸 付 収 入 (e)	21,141	20,501	640	(e) 大蔵省が管理する普通財産及び各省が管理する国有財産の貸付けによる収入であつて、貸付見込面積等を基礎として算出したものである。
2. 国 有 財 産 使 用 収 入 (f)	2,442	2,073	369	(f) 国立美術館等の入場料及び各省庁に属する版權・特許権使用料等の収入見込額である。
3. 配 当 金 収 入 (g)	3	3	—	(g) 日本銀行への政府出資に対する配当金である。
4. 利 子 収 入 (a)	1,665	1,542	123	(a) 政府からの貸付金に対する利子、国有財産売払代金の延納契約によつて生ずる利子等の収入見込額である。
(2) 納 付 金	710,330	791,126	△80,796	
1. 日 本 銀 行 納 付 金 (b)	585,604	669,005	△83,401	(b) 「日本銀行法」(昭17法67)の規定に基づく納付金で、53年度における日本銀行の資産の運用状況等を勘案して見込んだものである。
2. 日 本 中 央 競 馬 会 納 付 金 (c)	122,277	117,984	4,293	(c) 「日本中央競馬会法」(昭29法205)の規定に基づく納付金で、中央競馬の勝馬投票券収入等を勘案して見込んだものである。
3. 雑 納 付 金	2,449	4,137	△1,688	
(3) 諸 収 入	296,879	283,235	13,644	
1. 国 会 議 員 互 助 年 金 法 納 金	667	667	—	
2. 文 官 恩 給 費 特 別 会 計 等 負 担 金 (d)	23,418	21,380	2,038	(d) 恩給支払財源として各特別会計等から受け入れる負担金の収入見込額である。
3. 特 別 会 計 受 入 金 (e)	27,758	23,497	4,261	(e) 自作農創設特別措置特別会計、特定土地改良工事特別会計及び農業共済再保険特別会計、自動車検査登録特別会計(「道路運送車両法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正後に基づく)受入金からの収入見込額であつて、各特別会計法等の規定により受け入れるものである。
自作農創設特別措置特別会計受入金	5,133	5,682	△549	
特定土地改良工事特別会計受入金	158	141	17	
農業共済再保険特別会計受入金	22,341	17,674	4,667	
自動車検査登録特別会計受入金	126	—	126	

(単位 百万円)

部・款・項・目	54年度 予算額	53	増減(△)	摘 要
4. 公共事業費負担金(f)	25,920	22,273	3,647	(f) 一般会計で実施している直轄事業の負担金を、地方公共団体等から受け入れることによる収入である。
土地改良事業費負担金	12,100	10,333	1,767	
国営造成施設管理費負担金	264	243	21	
海岸整備事業費負担金	3,471	2,989	482	
北海道漁港修築事業費負担金	1,819	1,328	491	
農業用施設災害復旧事業費負担金	115	114	1	
河川等災害復旧事業費負担金	7,339	6,643	696	
港湾災害復旧事業費負担金	28	25	3	
治山災害復旧事業費負担金	30	30	0	
国営公園整備事業費等負担金	753	567	186	
5. 授業料及入学検定料	345	296	49	
6. 許可及手数料	4,170	3,317	853	
7. 受託調査試験及役務収入	1,112	671	441	
8. 懲罰及没収金	127,547	130,018	△2,471	
罰金及科料	58,519	61,122	△2,603	
過料	747	703	44	
没収金	720	781	△61	
国税犯則者納金	1,298	1,280	18	
専売犯則者納金	12	14	△2	
交通反則者納金	66,251	66,118	133	
9. 弁償及返納金	18,125	13,731	4,394	
10. 矯正官署作業収入	14,195	12,960	1,235	
11. 物品売払収入	5,587	5,545	42	
12. 補助貨幣回収準備資金受入(a)	41,125	38,780	2,345	(a) 「造幣局特別会計法」(昭25法63)の規定に基づき、同特別会計に置かれている補助貨幣回収準備資金から受け入れることによる収入である。
13. 特別調達資金受入	1	1	△0	
14. 雑収入	6,911	10,098	△3,187	
6. 公債金(b)	15,270,000	11,285,000	3,985,000	(b) 公債金は、54年度において、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入である。 特例公債金は、「昭和54年度の公債発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により発行する公債の収入である。 なお、「財政法」第4条第3項の規定に基づく公共事業費の範囲は、一般会計予算総則第7条に掲げるとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金は次のとおりであつて、これらの合計額は7,048,951百万円であるが、公共事業等予備費(54年度予算額2,000億円)が使用された場合には、使用額が上記の金額に加わることとなる。
(1) 公債金	7,215,000	6,330,000	885,000	
(2) 特例公債金	8,055,000	4,955,000	3,100,000	
7. 前年度剰余金受入(c)	4,544	140,726	△136,182	(c) 52年度の新規剰余金のうち、53年度の補正予算に計上した額を控除して得た額を受け入れるものである。
				53年度歳入歳出現計
				歳入
				29,433,623百万円
				歳出
				29,059,842
				歳入歳出差引超過額
				373,781
				繰越財源充当額
				228,510
				差引剰余金
				145,271
				内53年度予算計上済額
				140,726
				54年度予算計上額
				4,545